

本件事故当時、福島県（自主的避難等対象区域）において旅客運送業（タクシー等）を営んでいた申立人が、営業損害（逸失利益・休車損害・車両改造費・検査費用等）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|------|---|--|
| 損害項目 | ア | 福島県〇における一般乗用旅客自動車運送事業に係る逸失利益
(期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年4月30日) |
| | イ | タクシー車両(〇〇〇 〇〇〇〇)の休車損害
(期 間 自 平成23年9月16日
至 平成23年11月30日) |
| | ウ | 自家用自動車(△△△ △△△△)のタクシー仕様への改造費(機器購入費用を含む。)、タクシー仕様検査費用、及び登録費用等 |
| | エ | タクシー車両(〇〇〇 〇〇〇〇)のクーラユニット等取替費用 |
| | オ | 平成23年9月16日及び同年10月18日実施のタクシー車両(〇〇〇 〇〇〇〇)についての放射線検査費用 |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、下記のとおり前項の損害項目アないしオについての和解金として、合計金1,746,900円の支払義務のあることを認める。

記

- | | |
|---|-----------|
| ア | 金800,000円 |
| イ | 金300,000円 |
| ウ | 金445,000円 |
| エ | 金186,150円 |
| オ | 金15,750円 |

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月25日

（仲介委員長 永石一郎、仲介委員 若林弘樹、同 野田幸裕）